

任意継続組合員制度について

公立学校共済組合広島支部経理貸付係

任意継続組合員制度について

- 1 任意継続組合員とは
- 2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ
- 3 任意継続組合員の加入手続
- 4 任意継続組合員の医療機関受診方法
- 5 任意継続組合員をやめるとき
- 6 被扶養者について
- 7 被扶養者の認定・取消
- 8 住所又は氏名に変更があったとき
- 9 任意継続掛金の概要
- 10 任意継続掛金の算定方法
- 11 任意継続掛金の払込方法
- 12 掛金前納による年間割引額
- 13 口座振替の場合の初回口座振替日
- 14 掛金の所得税法上の取扱い

1 任意継続組合員とは

退職日の前日までに引き続き 1 年以上（退職日を含めて 1 年と 1 日以上） 組合員であった人が、**退職日から起算して 20 日以内**に、「任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書（以下「任継申出書」という。）」を共済組合に提出した場合に、退職後最大 2 年間、**在職中とほぼ同様の短期給付(注 1)**を受け、**一部の福祉事業(注 2)**を利用することができる制度

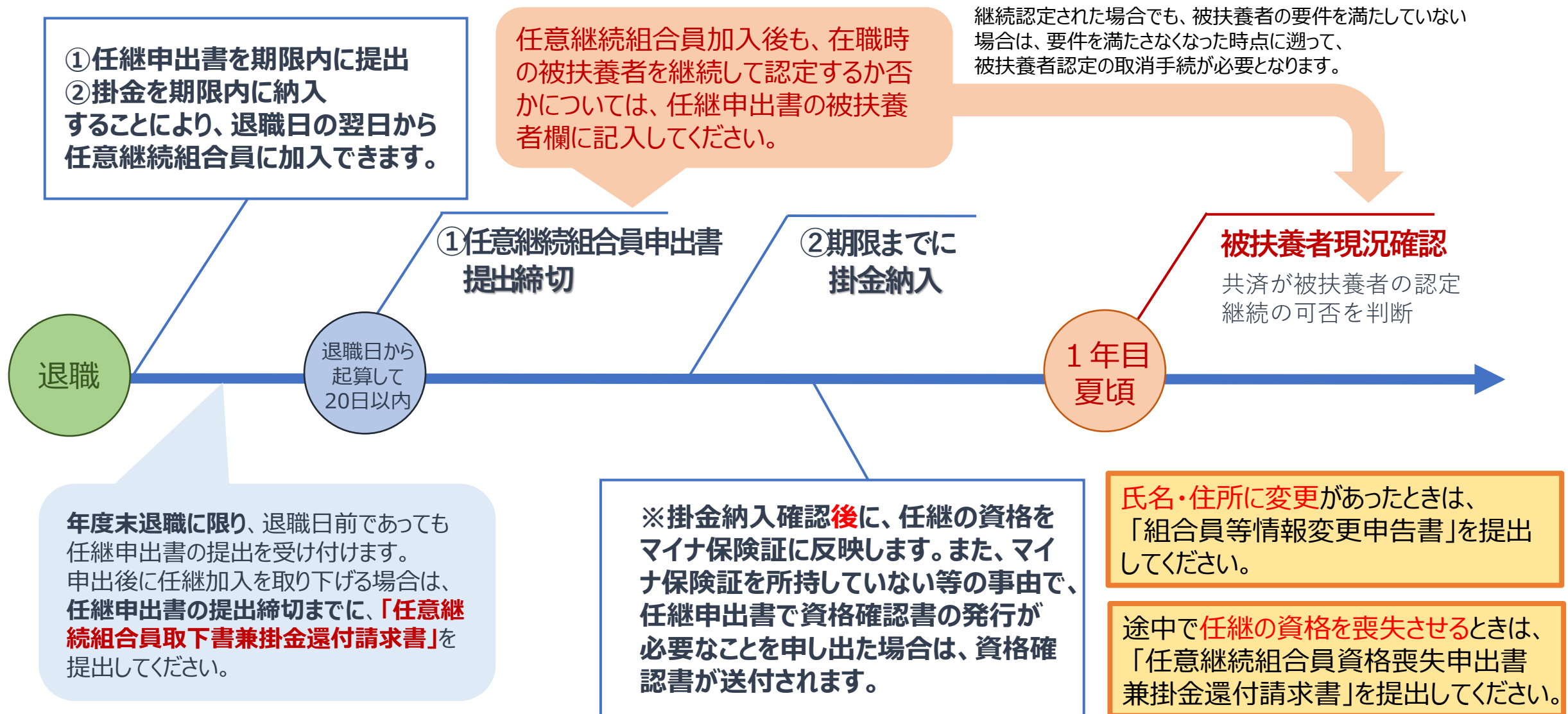
(注 1) 休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は給付されません。

任意継続組合の資格を取得した後に給付要件に該当することとなった傷病手当金、出産手当金は給付されません。

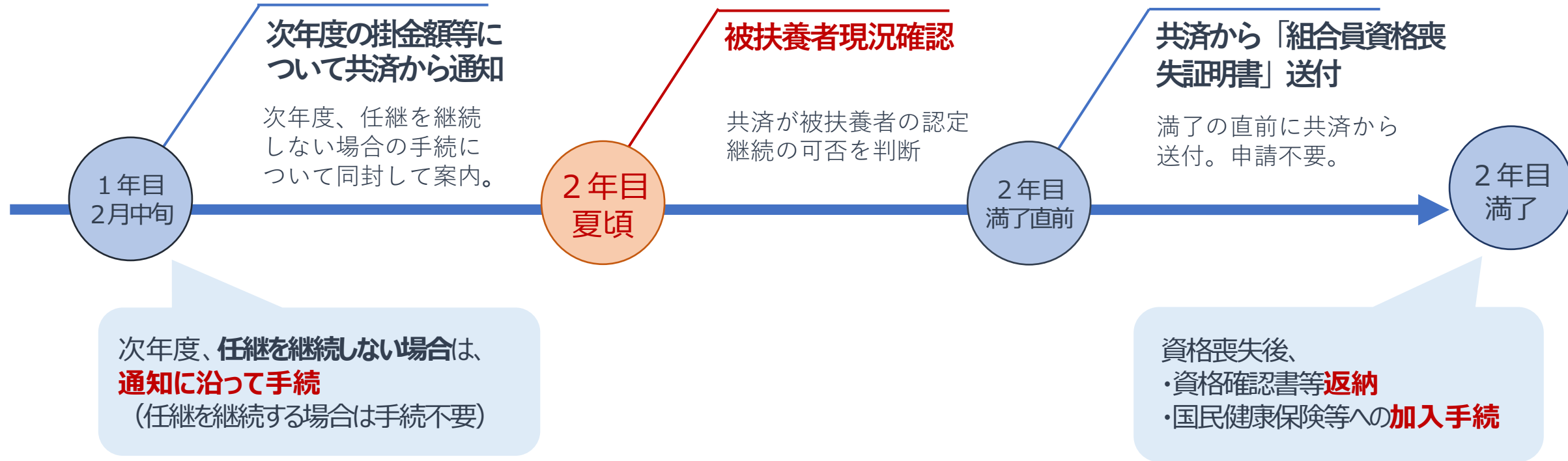
(注 2) 当支部が実施する人間ドックは受診できませんが、特定健康診査（メタボ健診）は受診できます。

（詳細は、「よくある質問」（Q36、37）を参照してください。）

2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ①



2 任意継続組合員加入から喪失までの流れ②



- ・途中で任意継続組合員をやめた場合
- ・2年間の任継期間を満了した場合

再び任意継続組合員になるには、**改めて**任継加入のための**要件を満たす必要**があります。
(退職日までに1年と1日以上、組合員（一般組合員・短期組合員）としての期間が必要)

3 任意継続組合員の加入手続①

1 加入の手続

「任継申出書」を、退職時の所属所で証明（掛金が口座振替の場合、併せて広島銀行の確認）を受けた上で、共済組合に提出してください。

2 提出期限

退職の日から起算して20日以内に提出してください。

**令和9年3月31日付け退職の場合、
最終締切 令和9年4月19日（月） 共済組合必着**

※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。

3 任意継続組合員の加入手続②

[illegible]

金融機関印
 (2枚中2枚目)

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

指定金融機関（広島銀行）御中

私は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を、私名義の下記預金口座から口座振替によって支払うこととしたいので、「預金口座振替規定」を確約の上依頼します。

(広島銀行に書留を提出する旨付する)

ご依頼人 (預金者名)		申 出 日	令和 年 月 日
----------------	--	-------	-------------------

1枚目に記入したものと同一書面振替口座を下記に記入し、金融機関印を押印する。
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で採消して金融機関印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

掛金 先 金 口 座 振 替	方名 口 座 番 号 金融 機関 支店 店名 預金 種別 書 口 座 番号	広 島 銀 行 〇 1 6 9 支店 コード	お振付印 金 融 機 関 印 出 印
----------------------------------	---	--	---

振 替 日	原則22日（4月のみ19日）（金融機関休業日の場合は振替曜日） ただし初回口座振替日は、申出書の提出時期によって3月31日または4月19日。4月30日のいずれかの日とする。
振替金額	公立学校共済組合広島支部が指定する金額

【広島銀行振替事項】

- 1枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。
- 1枚目の「掛金の払込方法」欄で、口座振替（1～3）が選択されていることを確認。
- 1枚目と2枚目の氏名（フリガナ）、金融機関（コード）、店名（コード）、口座番号が一致していることを確認。
- 2枚目について、入金取引があるか、振替事項等が正しいか、印鑑押通がないかを確認。
- 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関振替印」に捺印を押印し、1枚目のみ半出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を承取。
- 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に捺印を押印せず。1枚目と2枚目を本人に返却。

(不備近部事項)

1. 預金取引なし
2. 振替事項等押通
店名、預金種目、口座番号、
口座名称
3. 印鑑押通
4. その他
(備考)

金 融 機 関 使 用 印		使 用
		日 付
		金 額

一 預金口座振替規定 一

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座振替規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または当座振替の届出は不要です。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差しつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書留により届出ます。なお、この届出がないまま長期にわたり継続して請求書が送付されるときは、私に通知することなく、銀行には迷惑をかけることになります。

●「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を記入し、退職時の所属所の証明を受けて、期限までに当支部に提出してください。

●様式は 2 枚構成です。
掛金の払込方法で口座振替を選択した場合は、2 枚とも記入して広島銀行の窓口に持参してください。広島銀行から返された 1 枚目は当支部に提出します。
掛金の払込方法が現金振込の場合は、1 枚目のみ当支部に提出します。

説明会で配付した様式を紛失した場合は、必ずHPで、最新の様式をダウンロードして使用してください。

3 任意継続組合員の加入手続③

任意継続組合員申出書 兼 預金口座振替依頼書

公共学校共済組合広島支部長 様

任意継続組合員用 (2枚中1枚目)

組合員氏名 申出日 令和 年 月 日 退職時の組合員番号

1 任意継続組合員となることの申出について

私は、退職日の前日までに引き続き1年以上組合員期間があるため、地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員となることを希望します。

2 被扶養者について(退職時に認定されている被扶養者をすべて記入する必要があります。)

私は、退職時に被扶養者認定していた者の者について、退職日の翌日以降の認定を次のとおり希望します。

3 退職時の所属所記入欄

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 (退職日以降の日付とする)

所属所名 所属所コード 所属所氏名 電話番号

所属所受付印 押印欄

(第12) §15-001①

保険証は交付されませんので、**マイナ保険証を所持していない場合は、必ず【資格確認書の要否欄】**を記入してください。

掛金の払込方法について、必ず記入してください。
当支部ホームページの様式ダウンロード集にある記入例や、加入手続①(P11)を参考にしてください。

被扶養者全員の、継続認定の有無を必ず記入してください。

- ・就職や収入超過等により被扶養者の要件を満たさない場合…「継続しない」に○(年金請求による収入超過に注意！)
- ・「継続認定を希望する」に○…継続認定しますが、検認等により、被扶養者の要件を満たさないことが判明した場合は、要件を満たさなくなった時点に遡って、被扶養者認定の取消手続が必要
- ・記入がない場合…継続認定扱い(資格確認書交付不要)とし、夏頃の検認時に要件を確認します。

【退職時の所属所証明欄】は、必ず退職時の所属所で記入・押印してもらってください。

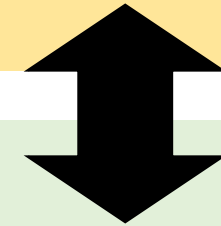
4 退職後の医療機関受診方法①

- 任意継続組合員に加入すると、退職日の翌日に、現職時の組合員等番号から、任意継続組合員の組合員等番号へと、**組合員等番号が変更**となります。
 - 任意継続組合員の組合員等番号は、医療機関を受診する際に必要となりますが、マイナ保険証制度に移行したことに伴い、以前のような「保険証」の交付を行わないため、医療機関を受診する際は、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を提示してください。
 - マイナ保険証を所持していない等、次頁のいずれかの事由に該当する場合は、医療機関を受診する際に、当支部が交付する「資格確認書」を提示する必要があります。「資格確認書」が必要な場合は、必ず任継申出書の要否欄に○を記入してください。
- **マイナ保険証**に任意継続組合員の資格が反映する時期や、**資格確認書**の送付時期は、任継申出書を共済組合が受け付けた日より決定します。

4 退職後の医療機関受診方法②

医療機関の受診方法① **マイナ保険証**による受診

- マイナ保険証を所持している場合は、マイナ保険証を利用して医療機関を受診できます。
- 既にマイナ保険証の利用登録が完了している場合、退職に伴って、再度マイナ保険証の利用登録手続は不要です。
- **任継資格への切り替えは自動で行われます。切替が完了するまでは、退職（資格喪失）のデータが反映されている、現職時の資格が反映されたままになっている、等の状況が考えられます。**
- マイナ保険証に反映されている資格は、マイナポータルで確認することができます。
- マイナ保険証による資格確認ができず、医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9）。



いずれかの方法で
医療機関を受診

医療機関の受診方法② **資格確認書**による受診（特定の事項に該当する場合）

- マイナ保険証を所持していない等、次の事項に該当する場合は、医療機関を受診する際に、組合員番号等が記載された「資格確認書」を提示する必要があります。「**資格確認書**」が必要な場合は、「**任継申出書**」内の**資格確認書の発行要否欄**を記入してください。
 - ・ マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者
 - ・ マイナ保険証の利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者
 - ・ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者
 - ・ マイナンバーカードを紛失した者、更新中の者
 - ・ マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある者
- 資格確認書が手元にない期間に医療機関を受診する場合、共済組合が負担する医療費の原則7割部分等の支払いを待ってもらえないか医療機関に相談してみてください。医療機関の窓口で医療費の全額を支払った場合は、7割部分等を「療養費」として共済組合に請求してください（福利厚生事務の手引§9）。

5 任意継続組合員をやめるとき①

	任意継続組合員の申出を取り下げる（⇒12ページ）	任意継続組合員の資格を喪失する（⇒13ページ）
内容	退職日の翌日（4月1日）から任意継続組合員に加入するつもりで「任意継続組合員申出書」を提出した者が、下記のいずれかの事由により、任意継続組合員に 加入しない（1日も任意継続組合員にならない）こと とするための申出退職日の翌日から任意継続組合員に加入しないことの申出	任意継続組合員加入後、任意継続組合員の資格喪失事由に該当し、任意継続組合員を脱退することの申出（1日以上、任意継続組合員に加入）
事由	1 退職日の翌日から再就職（再就職先の医療保険に加入）することが確定したとき。 2 退職日の翌日から国民健康保険に加入するとき。 3 退職日の翌日から家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。 2 死亡したとき。 3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。 4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。 5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。
留意事項	取り下げ事由が1の場合、再就職がすることが確定したら速やかに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出してください。 ・取り下げ理由が2又は3の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、令和9年4月19日（月）共済組合必着です。 ※ 期限を過ぎて到着した場合、任継の資格を取得していることになり、掛金が発生します。	資格喪失後に任意継続組合員の資格で医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただくことになります。
様式	「任意継続組合員 取下書 兼掛金還付請求書」（様式ダウンロード集§15-004）	「任意継続組合員 資格喪失申出書 兼掛金還付請求書」（様式ダウンロード集§15-002）※事由1の場合は不要

※ 納付済の掛金がある場合、取消しの手続が完了したあとに、指定の口座に払い戻します。

※ 様式その他、添付書類が必要な場合があります。必要な書類については、様式を確認してください。

5 任意継続組合員をやめるとき②（取下げの場合）

任継申出書を提出した後に、次の事由に該当し、任意継続組合員の申出を取り下げたい場合は、直ちに共済組合に連絡をするとともに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を必ず提出してください。

- ① 退職日の翌日から再就職（医療保険加入）することが確定した場合
- ② 国民健康保険に加入する場合
- ③ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合

取り下げ理由が②又は③の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、**令和9年4月19日（月）共済組合必着**です。

※ 期限を過ぎて到着した場合、既に任継の資格を取得していることになります（掛金発生）。

「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」ではなく、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を提出してください。

5 任意継続組合員をやめるとき③（資格喪失の場合）

任意継続組合員が次の事由に該当するときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

事 由	資格喪失日
1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。	翌日
2 死亡したとき。	翌日
3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。	その日
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。	その日
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	共済組合が「資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を受理した日の属する月の翌月の初日

これらの事由に該当するときは、次の書類等を提出してください。

5 任意継続組合員をやめるとき③（資格喪失の場合）

事 由	提出書類等
1 任意継続組合員となった日から起算して 2 年を経過したとき。	当支部が交付している資格確認書 等
2 死亡したとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している資格確認書 等 ③ 死亡した日が確認できる書類 ④ 組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し
3 後期高齢者医療制度の被保険者等と なったとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している資格確認書 等 ③ 後期高齢者医療被保険の資格情報のお知らせ・資格確認書の写し
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入した とき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している資格確認書 等 ③ 新しく交付された資格情報のお知らせ等、医療保険に加入したことが わかる書類の写し ※ただし、再就職先の医療保険が当支部である場合は、辞令書の写しとし、 会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しを提出
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が 加入する医療保険の被扶養者になるとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 当支部が交付している資格確認書 等 ※資格喪失以降速やかに返納

※ 資格喪失後に任意継続組合員資格で医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただきます。

6 被扶養者について

被扶養者とは・・・

主として任意継続組合員の収入により生計を維持する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で、7(2)①・②の「被扶養者として認められない場合」を除いた人が認定されます。（在職中の組合員と同様）

※ 詳細は、公立学校共済組合広島支部HP「福利厚生事務の手引」の「§7 被扶養者の認定及び取消」を参照してください。

被扶養者の認定

任意継続組合員になる時又はなった後に、被扶養者の認定事由が発生した場合は、「7(1)被扶養者の認定」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

15歳以上の被扶養者は、認定要件を満たしているか確認するため、毎年夏になったら、現況の申告（検認）を受けていただきます。

被扶養者の取消

任継申出書で継続認定を希望した被扶養者は、任意継続組合員となった後も被扶養者として継続して認定します。ただし、収入超過や就職等により、被扶養者として認められない場合に該当するときは、被扶養者認定を取り消す手続きが必要です。

被扶養者の取消事由が発生した場合は、「7(2) 被扶養者の取消」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

7(1)① 被扶養者の認定

認定申請の手続

被扶養者の要件を満たす者がいる場合は、次の書類を共済組合に提出してください。

提出書類等

- 1 被扶養者申告書
- 2 扶養事実申立書
- 3 任意継続組合員との続柄が確認できる書類
- 4 住民票の写し
- 5 所得に関する市区町村長の証明書等
- 6 認定要件を備えた日が確認できる書類
- 7 最新の年金額を確認できるもの（年金証書・年金額改定通知書等）の写し（年金（個人年金を含む。）を受給している場合）
- 8 被扶養者個人番号報告書
- 9 その他（共同扶養に係る双方の所得証明書（共同扶養者がいる場合））等

収入要件は、原則年額130万円未満ですが、年齢等で、条件が変更となります。

7(2)②を参照してください。

被扶養者の要件を備えた日から30日以内に、「被扶養者申告書」等を共済組合に提出してください。

この場合、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定されます。

（書類が30日を超えて提出された場合は、共済組合がその書類を受理した日が認定日となります。）

7(1)② 被扶養者の認定

認定要件を備えた日が確認できる書類の例

認定要件具備の事由	事実発生年月日が確認できるいずれかの書類
出生のとき	住民票の写し・住民票記載事項証明書・出生届受理証明書・母子手帳の写し 等
結婚又は離婚のとき	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書 等
退職のとき	退職辞令書の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証の写し 等
雇用保険の基本手当受給満了のとき	雇用保険受給資格者証の写し
収入の逆転による扶養替えのとき	収入の逆転がわかるもの（辞令書の写し・源泉徴収票の写し 等） 被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書 等
非常勤講師の任用期間終了のとき	辞令書の写し・勤務条件説明書
その他	その他事実発生日が確認できる書類

7(2)① 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合①

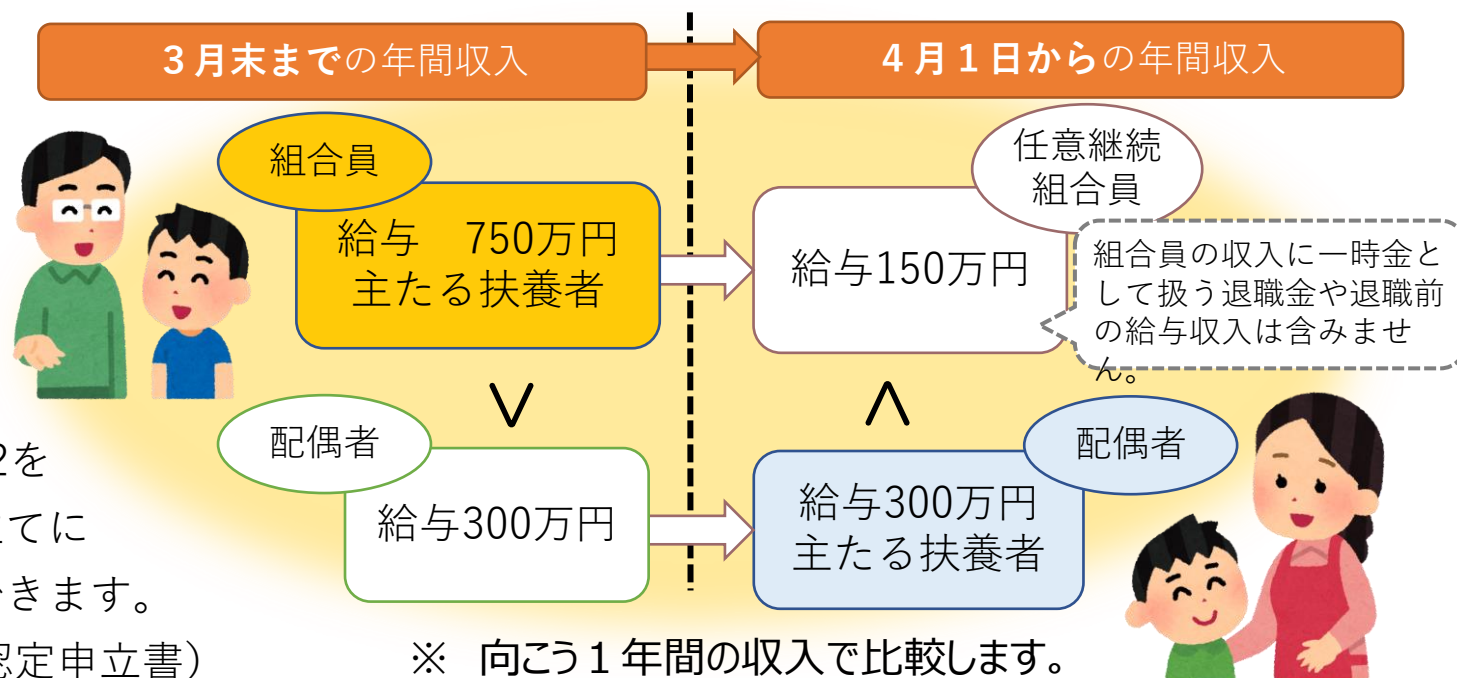
- 任意継続組合員以外の方が扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合
- 任意継続組合員が他の人と共同して扶養する場合で、社会通念上その任意継続組合員が主たる扶養者でないとき

組合員の退職後、
配偶者の方が収入が多くなる場合は、
子の被扶養者認定を取り消す必要があります。
4月1日付けで扶養替えの
手続きを行ってください。

ただし

配偶者が国民健康保険に加入している場合

原則、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に12を
乗じた額が、配偶者の年収を上回るときは、申立てに
より任意継続組合員の被扶養者として継続認定できます。
(様式 § 15-005 任意継続組合員の被扶養者継続認定申立書)



7(2)② 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合②

- ・ 収入が年額(12か月の累計) 130万円以上ある場合
- ・ 雇用保険の基本手当を日額3,612円以上受給している場合
- ・ 雇用された時点で、向こう1年間の収入額が130万円以上となることが明らかな場合(勤務条件説明書等で判断)
- ・ アルバイト等の不安定収入が、月額108,334円以上の月が4か月以上連続した場合
- ・ 1年間(12か月の累計であって、暦年や年度ではありません。)の収入の累計額が130万円以上になった場合
- ・ 共済組合の組合員又は健康保険の被保険者になった場合(就職した時)
- ・ 後期高齢者医療制度に加入した場合
- ・ 死亡した場合

【被扶養者の年齢等収入条件】

	右以外の者	19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除く。)	障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者及び60歳以上の者
年額	130万円	150万円	180万円
月額	108,334円	125,000円	150,000円
日額	3,612円	4,167円	5,000円

※ 月額＝年額÷12、日額＝年額÷360

※ 「19歳以上23歳未満の者」については、その年の12月31日現在の年齢で判定します。

※ 「60歳以上の者」については、60歳の誕生日の前日以降の者をいいます。

※ 年金収入には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金及び生命保険会社等の個人年金が含まれます。また、所得税法上は非課税になる遺族(厚生・共済)年金、障害(厚生・共済)年金、遺族扶助料等も収入となります。

7(2)③ 被扶養者の取消

認定取消の手続

被扶養者として認定されている人が、被扶養者として認められない場合に該当するときは、速やかに次の書類を共済組合に提出してください。

- ① 被扶養者申告書
- ② 当支部が交付している資格確認書 等
- ③ 被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

次頁 7 (2) ④にある「認定取消の区分」欄に応じた書類を提出してください。

7(2)④ 被扶養者の取消

被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類の例

認定取消の区分	確認できる書類
就職し、新しく社会保険に加入したとき	新しく交付された資格情報のお知らせ又は資格確認書の写し
就職日以後向こう1年間の収入が限度額以上となる見込みが立つとき	雇用条件のわかる書類（非常勤講師であれば、勤務条件説明書）
収入の不安定な人の12か月の支給額累計が130万円以上になったとき	収入限度額以上となった対象月の前年同月分以後13か月分の給与支給明細書の写し等
収入の不安定な人が4か月以上連続して108,334円以上になったとき	限度額以上となった対象月の前月分以後5か月分の給与支給明細書の写し等
日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき	雇用保険受給資格者証の写し
事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき	確定申告書及び収支内訳書の写し
公的年金額が180万円以上になったとき	年金額改定通知書の写し等
組合員との同居を必要条件とされている親族が別居したとき	別居した日が記載された住民票の写し等
夫婦共同扶養における収入逆転が判明したとき	収入が逆転したことが分かる書類及び配偶者の加入する社会保険がわかる書類の写し（夫婦双方が当支部の組合員の場合は不要）
その他	その他事実発生年月日が確認できる書類

※対象年齢や収入額は7(2)②の「被扶養者の年齢等収入条件」を参照してください。

8 住所又は氏名に変更があったとき

- ・ 住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」を共済組合へ提出してください。
- ・ 被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、被扶養者の住民票の写しを添付してください。
- ・ 氏名を変更した場合、交付を受けている旧姓の資格確認書等（「資格情報のお知らせ」を除く）を必ず添付してください（住所のみの場合は添付不要）。
新しい氏名の資格確認書が必要な場合は、併せて「資格確認書交付申請書」（広島支部ホームページ「様式ダウンロード集」標準報酬・掛金・資格関係08-010）も提出してください。

**退職したら、当支部からの通知は全て自宅宛てに発送されます。
住所に変更があったら必ず、「組合員等情報変更申告書」で申告してください。**

9 任意継続掛金の概要①

掛金を徴収する期間

【原則】 資格取得日の属する月から資格喪失日の属する月の前月まで徴収

例) 4/1任継取得⇒7/11他の健康保険の被保険者となった場合

4月	5月	6月	7月
4/1任継資格取得			7/11資格喪失
任意継続組合員期間			他の健康保険
掛金徴収（4・5・6月分）			

7月が資格喪失月
⇒**前月の6月分まで掛金を徴収**

9 任意継続掛金の概要②

【例外】資格取得日と喪失日が同月⇒その月の掛金を徴収 **★例外あり★**

例) 4/1任継取得⇒4/11他の健康保険の被保険者となった場合

4月（取得月＝喪失月）	
4/1任継資格取得	4/11資格喪失
任意継続組合員期間	他の健康保険
掛金徴収（4月分）	

4月が取得月＝喪失月
⇒**4月分の掛金を徴収**

★例外★ 4/1任継取得⇒4/11再び公立学校共済組合の一般・短期組合員となった場合

4月（取得月＝喪失月）		5月
4/1任継資格取得	4/11資格喪失	
任意継続組合員期間	一般・短期組合員資格取得	
任意継続掛金徴収なし		

一般・短期組合員として掛金徴収
⇒**任意継続掛金の徴収なし**

9 任意継続掛金の概要③

任意継続組合員の資格を満了（2年）前に喪失する場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」の提出が必要です（P13・P14参照）。

提出がない限り、掛金の口座振替や納付通知は引き続くことに注意してください。

2 任意継続組合員の資格喪失に伴う掛金の還付について ※還付が発生しない場合もあります。

資格喪失に伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付先口座 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)									
☒	① 共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)		金融機関名・本支店名		銀行		本・支店		
			金融機関コード・本支店コード						
☐	② その他の指定口座 (①以外の口座へ還付を希望する場合。 組合員死亡の場合、相続人口座を記入)	②の場合、 還付指定口座を 記入。	預金 種別	普通	口座 番号				(名 義 人 カ ナ)
※請求者本人名義に限る									

3 共済組合登録情報の変更に係る同意

この申出書に記載の任意継続組合員の
登録内容を変更し、今後はこの申出書の

上記のとおり申し出ます。

公立学校共済組合広島支部長 様

資格喪失により掛金の還付が発生した場合、ご指定の口座に還付します。

①の共済組合登録口座は、「任意継続組合員申出書」で登録した広島銀行の口座です。

①以外の口座への還付を希望する場合は、②を選択し、振込口座の情報を記入してください。

10 任意継続掛金の算定方法①

掛金の算定方法

掛金算定基礎額 × 掛金率 = 掛金月額（円位未満切捨て）



A と B のうち低い方の額

A 退職時の標準報酬月額

or

B 全組合員の標準報酬月額の平均

退職時の標準報酬月額??

「給与明細書」か、退職前の最後に通知された「標準報酬決定・改定通知書」の標準報酬月額でご確認ください。

10 任意継続掛金の算定方法②（参考：令和8年度）

●掛金算定基礎額 例）退職時の標準報酬月額が440,000円の場合

A 退職時の標準報酬月額	B 全組合員の平均標準報酬月額
440,000円	410,000円
AとBのうち低い額は「B」 ⇒ 掛金算定基礎額は <u>410,000円</u>	

※ 掛金算定基礎額は、年間の掛金額ではありません。

●掛金率

区 分	令和8年度
任意継続掛金（全員）	1,000分の93.20
介護掛金（40歳以上65歳未満のみ）	1,000分の15.76
子ども・子育て支援金（全員）	1,000分の2.30

10 任意継続掛金の算定方法③（参考：令和8年度）

●掛金額（月額・年額）

例） 掛金算定基礎額が上限額380,000円の場合

区分	掛金算定基礎額 × 掛金率 = 掛金月額 (円位未満切捨て)			
任意継続掛金（全員）	410,000	×	0.09320	= 38,212 円
介護掛金（40歳以上65歳未満のみ）	410,000	×	0.01576	= 6,461 円
子ども・子育て支援掛金（全員）	410000	×	0.00230	= 943 円
合 計 (介護掛金を含む)				<u>45,616円</u> 【月額】 <u>547,392円</u> 【年額】

任意継続掛金の最新情報については、ホームページに掲載予定です。

【公立学校共済組合広島支部のHP】

広島支部トップページ→お知らせ 又は

広島支部トップページ→手続ナビ→組合員資格・年金の手続き→任意継続組合員に関する手続き→

任意継続組合員の掛金について

11 任意継続掛金の払込方法

掛金の払込方法	払込回数	払込日	注意点
① 口座振替	・年1回 【割引あり】 ・年2回 【割引あり】	P31を参照	・広島銀行本人名義の口座から自動引き落とし ・医療費等の給付金は、掛金振替口座に振込み 払込期限内に払込みがない場合は資格喪失となるので、可能な限り口座振替をお願いします。
	・毎月	翌月分を、 毎月22日（4月は19日、※） に口座から引き落とし。 ただし、 <u>初回分についてはP31参照。</u>	
② 払込通知書（現金振込）	毎月	翌月分を、 毎月月末まで に振込み。 ただし、初回分は別途通知。	・払込通知書を基に、期限までに毎月掛金を振込み ・医療費等の給付金口座は、退職時指定の口座 ・振込手数料は自己負担

※ 引き落とし日が土・日・祝日（銀行休業日）の場合は、翌営業日に引き落とします。

12 掛金前納による年間割引額（参考：令和8年度）

【掛金算定基礎額が上限額で12か月分払い込む場合】

区分		割引額※	納付年額	
毎月口座振替 毎月払込通知書		0 円	547,392円	任意継続掛金 458,544円 介護掛金 77,532円 子ども・子育て支援掛金 11,316円
年1回 口座振替	退職日までに 令和9年度分払込	11,472 円	535,920円	任意継続掛金 448,934円 介護掛金 75,907円 子ども・子育て支援掛金 11,079円
	退職日の翌月末までに 令和9年度分払込	9,718 円	537,674円	任意継続掛金 450,403円 介護掛金 76,156円 子ども・子育て支援掛金 11,115円
年2回 口座振替	退職日までに 令和9年度分払込 （上半期分）	6,216 円	541,176円	任意継続掛金 453,336円 介護掛金 76,652円 子ども・子育て支援掛金 11,188円
	退職日の翌月末までに 令和9年度分払込 （上半期分）	5,331 円	542,061円	任意継続掛金 454,078円 介護掛金 76,777円 子ども・子育て支援掛金 11,206円

※ 割引額…任意継続掛金と介護掛金、子ども・子育て支援掛金を合算した毎月払いの納付年額と各区分の納付年額との差額

13 口座振替の場合の初回口座振替日

令和8年度末退職の場合、口座振替の払込方法が年1回、年2回、毎月、いずれの場合であっても、初回の口座振替日は次のとおり、任継申出書を当支部が受け付けた日付で決定します。

任意継続組合員申出書の受付日	初回口座振替日
一次締切 令和9年3月12日（金） までに当支部で受け付けた場合	令和9年3月31日（水）
二次締切 令和9年4月2日（金） までに当支部で受け付けた場合	令和9年4月19日（月）
最終締切 令和9年4月19日（月） までに当支部で受け付けた場合	令和9年4月30日（金）

※ 残高不足により口座振替ができなかった場合は、別途払込通知をします。
指定口座の残高には十分御注意ください。

14 掛金の所得税法上の取扱い



社会保険料控除手続の際に使用できる「**収納証明書**」を、年末調整分として毎年10月下旬、確定申告分として翌年1月上旬に、共済組合から自宅宛てに送付します。

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較①（要件等について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
①加入条件	・退職日の前日までに引き続いて1年以上（退職日を含めて1年と1日以上）組合員期間があること。 ・期日までに任意継続掛金を払い込むこと。	市区町村に居住していること。
②加入期間	最長2年間 ・退職後、日を空けての加入不可 ・脱退可。ただし、再び組合員期間の要件を満たさない限り、再加入不可（通算2年ではない）	制限なし
③申込先等	公立学校共済組合広島支部 「任意継続組合員申出書兼預金口座振替依頼書」を <u>退職の日から起算して（退職日を1日目として）20日以内</u> に提出すること。 令和9年3月31日退職の場合、 <u>令和9年4月19日(月)までに、共済組合必着。</u> ※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。	居住市区町村（国民健康保険担当部署）
④被扶養者	被扶養者制度あり 被扶養者は掛金不要 ※毎年夏頃、15歳以上の被扶養者について、認定要件を満たしているかの確認（検認）を行います。	被扶養者制度なし 被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生。

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較②（掛金について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険																					
⑤掛金等の決定方法	●掛金は、退職時の標準報酬月額を基礎として決定する。 ⇒退職後2年目は、前年所得が下がっても、掛金額はほぼ同じ。 （上限額や掛金率変更による増減あり）	●保険料等は、主に前年所得、世帯人数を基礎として決定する。 （市区町村により金額が異なる。） ⇒前年所得が下がると、保険料が変わる。																					
⑥被扶養者の掛金	被扶養者は掛金等不要	被扶養者制度がないため、世帯単位で各々が加入し、保険料が発生																					
⑥掛金等の払込方法	●口座振替（年1回、年2回、毎月）【広島銀行のみ】 ●払込通知書(現金振込)払（毎月）【手数料組合員負担】	市区町村が指定する方法による																					
⑦掛金等の目安	【令和8年度の試算例】（令和9年度分は、上限額や掛金・保険料率変更の可能性あり） 退職時標準報酬月額50万円、退職前年収700万円、50代、広島市在住の場合 ●令和8年度 掛金年額 （標準報酬月額41万円（上限額）で算定）<table><tr><td>年1回</td><td>R8.3.31に口座振替</td><td>535,920 円</td><td>割引最大</td></tr><tr><td>口座振替</td><td>R8.4.1以降に口座振替</td><td>537,674 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>年2回</td><td>初回をR8.3.31に口座振替</td><td>541,176 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>口座振替</td><td>初回をR8.4.1以降に口座振替</td><td>542,061 円</td><td>割引あり</td></tr><tr><td>毎月払込（口座振替又は現金振込）</td><td></td><td>547,392 円</td><td>割引なし</td></tr></table> ※退職前の短期・介護・子ども子育て支援掛金より高くなる。 （現職時は雇用主と折半負担。任意継続組合員は全額負担）		年1回	R8.3.31に口座振替	535,920 円	割引最大	口座振替	R8.4.1以降に口座振替	537,674 円	割引あり	年2回	初回をR8.3.31に口座振替	541,176 円	割引あり	口座振替	初回をR8.4.1以降に口座振替	542,061 円	割引あり	毎月払込（口座振替又は現金振込）		547,392 円	割引なし	●令和8年度 保険料年額 （目安：広島市ホームページより） 1人世帯 年額751,714円 2人世帯 年額804,855円 ※倒産・解雇などによる離職者、未就学児、出産被保険者などの保険料軽減制度あり。 （個人の事情により、保険料額が変わる可能性あり）
年1回	R8.3.31に口座振替	535,920 円	割引最大																				
口座振替	R8.4.1以降に口座振替	537,674 円	割引あり																				
年2回	初回をR8.3.31に口座振替	541,176 円	割引あり																				
口座振替	初回をR8.4.1以降に口座振替	542,061 円	割引あり																				
毎月払込（口座振替又は現金振込）		547,392 円	割引なし																				
⑧確認先	公立学校共済組合広島支部ホームページ（掛金額の早見表を掲載）	居住市区町村（国民健康保険担当部署）																					

参考 任意継続組合員と国民健康保険との比較③（給付について）

	任意継続組合員（共済組合）	国民健康保険
⑨自己負担	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）	3割（6歳（義務教育就学前）までは2割、70歳～74歳は2割又は3割）
⑩給付内容	本人及び被扶養者への、 ・医療給付、出産費、埋葬料等 ・災害給付、附加給付等（共済組合独自の給付制度） （例）一部負担金払戻金 1ヶ月に1つの医療機関（入院と外来は別の医療機関とする）で支払った額（保険適用分）が2万5千円（注）を超えたときに、その超えた金額（100円未満切捨）が給付される制度。入院等で医療費が高額になる場合は、国民健康保険よりも医療費の還付額が高くなることが多い。 （注）令和8年度の額。今後見直しの可能性あり。	加入者への、 ・医療給付、出産育児一時金、埋葬料等
⑪健診	特定健康診査（メタボ健診） （40～74歳任意継続組合員・被扶養者） ※詳細は、「よくある質問」（Q36、37）を参照してください。 <u>当支部が実施する人間ドックは受診できません</u>	特定健康診査（メタボ健診） （40～74歳加入者） その他の健診は市町によって異なります。